

佐賀県告示第二百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の所在地等を変更した旨の届出があった。

平成二十三年六月二十八日

佐賀県知事 古川 康

事業所の名称	開設者の名称		事業所の所在地				変更年月日
	旧	新	旧	新	旧	新	
小城市社会福祉協議会訪問介護事業所	社会福祉法人小城市社会福祉協議会	社会福祉法人小城市社会福祉協議会	旧 小城市芦刈町三王崎一五二二番地	新 小城市小城市畑田七五〇番地	旧 小城市三日町長神田二二番地六	新 小城市三日町長神田二二番地六	平成二二・六・一四
小城市社会福祉協議会訪問介護事業所	社会福祉法人小城市社会福祉協議会	社会福祉法人小城市社会福祉協議会	旧 小城市小城市畑田七五〇番地	新 小城市小城市畑田七五〇番地	旧 小城市三日町長神田二二番地六	新 小城市三日町長神田二二番地六	平成二二・七・一